

社会福祉法人翼福社会の役員に対する報酬及び

費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法の規程により設置された社会福祉法人翼福社会の評議員、理事及び監事（以下「役員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、次に掲げる額をそれぞれ支給する。

- | | | | |
|------|-----|----|----|
| (1.) | 評議員 | 月額 | 0円 |
| (2.) | 理事長 | 月額 | 0円 |
| (3.) | 理事 | 月額 | 0円 |
| (4.) | 監事 | 月額 | 0円 |

(費用弁償)

第3条 役員が定款に規程する評議員会、理事会に出席した場合の費用弁償は、交通費として、月額5,000円を支給する

(支給方法)

第4条 費用弁償の支給日は、その年度の末日とする。

ただし、その日が休日又は日曜日にあたる場合は、その日の前日を支給日とする。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成19年4月1日から施行し、旧規程は廃止する。

この規程は、平成29年6月1日から施行し、旧規程は廃止する。